

# あじくり通信

## 実習生を狙った悪質なスマホのセールスにご注意！！

最近、技能実習生が契約したスマホやモバイルルーターに関するトラブルが急増しています。数十万円もの高額請求が届いて初めて周りの人に相談するケースもあります。だいたい次のような手口ですので、ご注意ください。

### ●始めはFacebookの広告から

多くの実習生は、友だち同士の連絡にFacebookを使っています。Facebookには、「スマホの契約が簡単にできる」「スマホが安く買えます」など、実習生にとってお得な広告が送られてくる場合があります。このような広告を信用して契約手続きをすると、在留カードやパスポート・マイナンバー・銀行口座・実習生の住所・実習先企業の連絡先などの個人情報を聞かれます。契約が済むとスマホがすぐに

送られてきます。最初の6か月は正しい料金で請求されるのですが、6か月を過ぎると突然請求額が2～3倍になります。

### ●個人情報が悪用されます

業者は実習生から聞き取った個人情報を不正に使って本人になりすまし、勝手に複数のスマホやモバイルルーターの契約をしています。そして、これらのスマホを第三者に貸し出したり、高額で転売したりします。業者は、最初の6か月は第三者に請求書を送っているの、実習

## 発行

アジアクリエーション協同組合

〒103-0021 東京都中央区  
日本橋本石町4-5-5 日本橋藤ビル 4階  
Tel 03-3527-9833  
Fax 03-3527-9844  
http://asia-creation.org/

生はだまされたことにまったく気づきません。一般に通信会社は、最初から料金未納が続けば不正契約が疑われるので代理店の契約を解除しますが、6か月間きちんと料金が支払われていれば正規の契約とみなして不正に気づきません。6か月を過ぎたところで、業者は請求先を実習生に変更します。この段階で業者に連絡しても音信不通になっています。

### ●被害に遭わないために

- ・Facebookなどで知らない者から届く「うまい話」は信用しない
- ・安易に個人情報を教えない
- ・お金に関係する契約は実習生だけで判断せず、日本人または通訳に相談する
- ・対面販売の信頼できるお店で買う

請求額や契約内容がおかしいと思ったら、巡回担当者、消費者ホットライン（局番なし188）または最寄りの警察にご相談ください。



## 給料からの控除について

国によっては日本のように税金や公的保険料などを給料から差し引く制度がないため、賃金の支払い総額と手取り額が違うことに疑問を感じている実習生もいます。控除に関する疑問があるようでしたら、賃金明細を確認して不安を取り除いてあげてください。ベトナムとカンボジアの場合、控除に関するルールは基本的に日本人労働者と同じです。以下は、控除についての簡単なおさらいです。賃金から控除されるものは、大きく2種類に分けられます。法定控除とその他の控除です。法定控除とは、法律で控除することが認められ、義務づけられているもので、税金（所得税と住民税）や公的保険料などが含まれます。

日本で働く外国人の所得税については、日本政府が外国政府と個別に取り決めた租税条約に定められています。これは税

金を二重に取るのを防ぐためのものです。ベトナムとカンボジアの場合、日本で働いて得た賃金は日本で課税することになっています。中国の場合は中国で課税されるので源泉徴収されません。住民税は住民に行政サービスを提供する地方公共団体が住民に課する税金です。

税金のほかに、会社が社会保険と労働保険の適用事業所である場合には、社会保険（健康保険と厚生年金保険）と労働保険（雇用保険）の保険料のほぼ半額が被保険者負担分として控除されます。残りの社会保険料額と労災保険料の全額は会社が負担することになっています。

その他の控除は、会社と労働者の間で締結した労使協定に明記されています。実習生が控除する金額について了解した場合には、会社は賃金から宿舍費や光熱水費等を控除することができます。以上の

控除内容は入国時に手続きした「賃金控除に関する協定書」に記載されています。

年末調整の際の配偶者控除や扶養控除についても日本人と同じです。親族関係書類や送金関係書類を提出することにより控除を受けることができます。詳しくは最寄りの税務署でご確認ください。

どのようなものが控除されているのかを理解して、安心して技能実習に励んでください。

## INFORMATION

2020年 第1回日本語能力試験  
試験日 7月5日(日)

申込期間 3月27日(金)～4月20日(月)  
http://info.jees-jlpt.jp/

アジアクリエーション協同組合  
日本語勉強会

3月15日(日) 九州支部  
4月19日(日) 本部(東京)

※ 詳細は決まり次第ご案内します。

## 重要 3/31期限迫る！！技能実習責任者講習

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」により、3年ごとに技能実習責任者養成講習の受講が義務づけられています。未受講の組合員企業様は、2020年3月31日までに必ず受講するようお願いいたします。

【受講対象者】技能実習実施機関（組合員企業様）により、技能実習責任者に選任されている者（選任予定の者も含む）。技能実習を行わせる事業所ごとに選任しなければなりません。

【養成講習】養成講習機関は厚生労働省のホームページに掲載されています（「外国人技能実習制度における養成講習について 厚生労働省」で検索）。日程・会場・申込み等については、各養成講習機関へ直接お問い合わせください。受講料は10000～13000円程度です。

なお公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）の講習会には、組合員企業様は賛助会員として会員価格8000円で受講できます→申込みホームページ（「JITCO 技能実習責任者講習」で検索）→[技能実習責任者講習]の[日程・申込み]→[お申込み（賛助会員）]で必要事項を記入。※賛助会員番号は、JITCOから届く「かけはし」の宛名に記されています。



「外国人材活用セミナー」を開催しました

昨年11月27日(水)東京都内にて、アジアクリエーション協同組合主催「外国人材活用セミナー」を開催しました。このセミナーは、外国人材の活用に関心を持つ企業経営者などを対象にしたものです。外国人材の雇用に関する制度の説明、実際に外国人を雇用・活用している企業経営者の講演とともに、アジアクリエーション協同組合や提携している講習センターの紹介を行いました。

